

市・県民税、所得税の申告はお早めに

問合せ／市・県民税の申告…課税課 内線2234 所得税の申告…朝霞税務署 ☎(467)2211

平成31年度分(平成30年分)の市・県民税、所得税の申告時期になりました。申告期限間近になると、申告会場は大変混雑しますので、お早めに申告をお済ませください。あらかじめ、証明書などの必要書類を整理しておくこと、申告がスムーズにできます。

市・県民税の申告は市役所へ

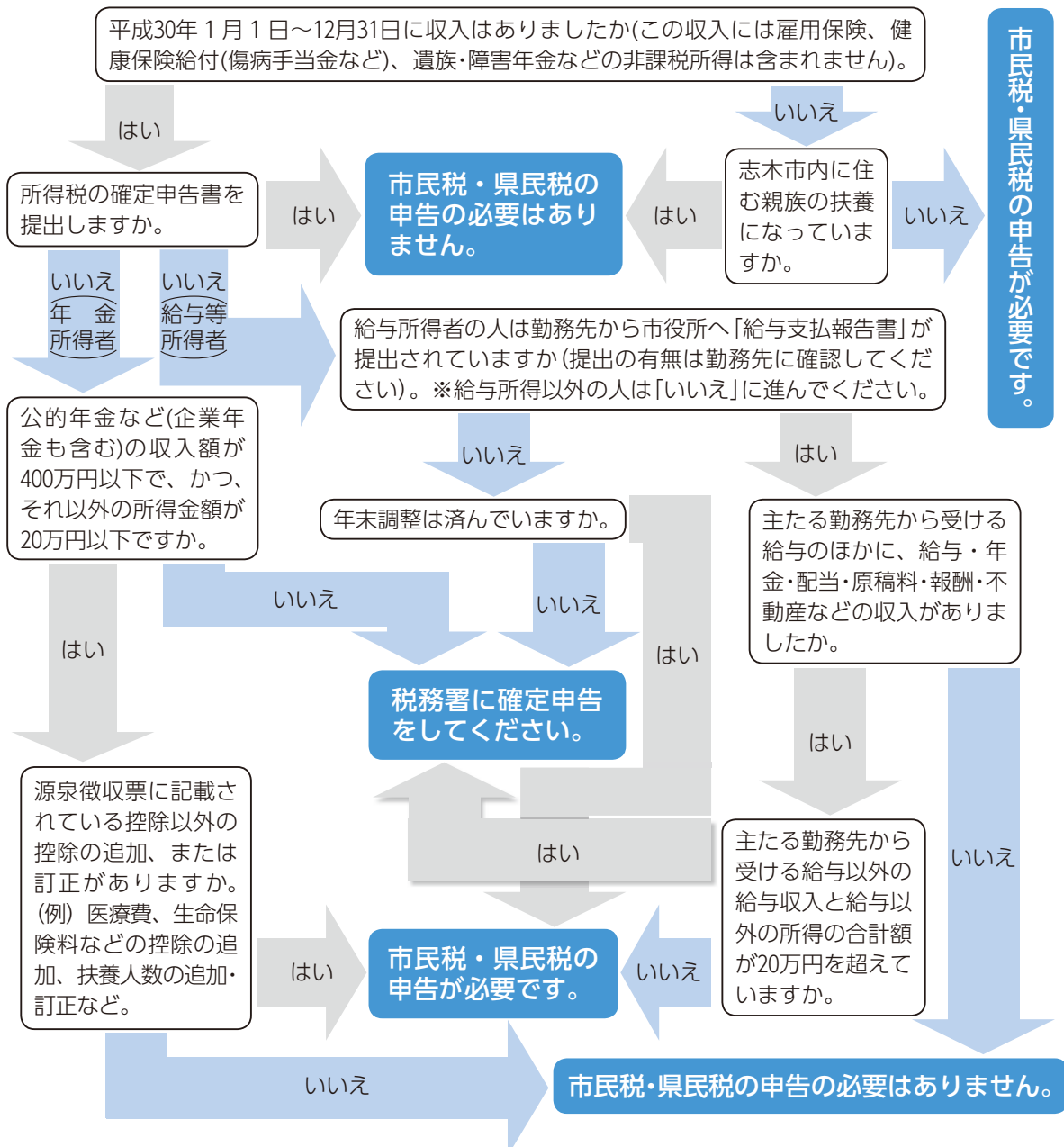
とき／2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日は除く) ※2月24日(日)は申告書の受付を行います。
9時～16時

ところ／市役所

※所得税の確定申告は、上記期間中のみ市役所で受付します。なお、上記期間外及び給与、年金、雑、配当、一時所得以外の所得のある人、住宅借入金等特別控除(初年度)、外国税額控除、雑損控除の適用を受ける人、過年分の確定申告は市役所では受付できませんので、朝霞税務署で申告してください。

市・県民税の申告が必要な人

市民税・県民税申告の必要の有無は、以下のフローチャートからご確認ください。



申告に必要なもの

- (1) 印鑑 (2) 給与及び年金所得者は、平成30年分の源泉徴収票
- (3) 事業所得者・その他の所得のある人は、所得金額が証明されるもの
- (4) 平成30年中に支払った生命保険料、地震保険料の控除証明書、社会保険料（国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の領収書や支払証明書
- (5) 医療費控除を受ける人は、平成30年中に支払った医療費などの明細書（保険金などで補てんされた金額がある場合は、その金額がわかる書類など）
- (6) 障害者控除を受ける（扶養者を含む）人は、障害者手帳など障がいの程度が確認できるもの
- (7) 学生の人は、学生証または在学証明書
- (8) そのほか申告に必要なもの（例：収入のある配偶者を扶養する場合は配偶者の所得がわかる源泉徴収票、個人番号確認書類（通知カードなど）及び本人確認書類（運転免許証など））

郵送での申告なら、待ち時間ゼロ！

市・県民税申告書に必要な事項を記入のうえ、必要書類、医療費控除を受ける人は医療費などの明細書などを必ず添付し、課税課へ郵送してください。

《参考》申告会場の混雑状況 初日から3日間、最終日前3日間、月曜日・水曜日…非常に混雑

医療費控除に関するお知らせ

医療費控除は領収書の提出（または提示）が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存してください。

※1 提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書は除きます。（例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など）

※2 平成31年分の申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

※3 税務署へ確定申告の相談でお越しになる際は、事前に「医療費控除の明細書」を作成し、記載漏れがないか確認するために領収書もいっしょにご持参ください。

公的年金等を受給している場合は

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市・県民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例：純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

なお、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している場合は、この制度は適用されません。

●所得税などの確定申告会場の開設

確定申告会場開設期間：2月18日（月）～3月15日（金）

受付：8時30分～16時（土・日曜日を除く）

- ※2月24日（日）、3月3日（日）は受付を行います。
- ※相談内容が複雑な場合は、15時までにお越しください。
- ※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。
- ※駐車スペースが限られているため、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。
- ※医療費控除は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してお越しください。

●マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ提出する申告書などにはマイナンバーの記載が必要です。その際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ
- 例2 通知カードと身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）

●自宅のパソコンで申告書が作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成でき、マイナンバーカードとICカードリーダーライターによりインターネットで申告（e-Tax）ができます。

ID・パスワードをお近くの税務署で取得していれば、マイナンバーカードとICカードリーダーライターがなくても、パソコンまたはスマートフォンで申告（e-Tax）ができます。

作成コーナーの使い方などに関するお問い合わせは【☎0570(01)5901】へ

受付／月曜日～金曜日 9時～17時（土・日曜日、祝休日を除く）

※3月15日（金）までは受付時間は20時まで

※2月17日・24日、3月3日・10日の各日曜日は利用できません。

※ID・パスワード取得には本人確認書類が必要です。

問合せ／朝霞税務署 ☎(467)2211